

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、豊稔池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大鞆地区）を行うことについて令和6年11月18日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において令和6年11月28日から同年12月18日まで縦覧に供する。

令和6年11月26日

香川県知事 池 田 豊 人